

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月13日

支出負担行為担当官
茨城労働局総務部長
田中 伸彦

1. 調達内容

- (1) 調達件名
平成24年度就職支援セミナー開催に係る業務委託
- (2) 調達件名の仕様等
就職支援セミナー仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行場所
支出負担行為担当官が指定する場所
- (4) 履行期限
仕様書による。
- (5) 契約期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日

2. 競争参加資格に関する事項

- (1) 入札に参加する時点で、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
また、入札に参加する時点で、予決令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(オ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を

経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

- (4) 入札に参加する時点で、労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札に参加する時点において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (5) 本事業その他の就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成19年4月22日以前については、改正前の雇用保険法第62条から第64条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正を行った者、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けた者等であり、それぞれの処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として著しく不適当であると支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (6) 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）が（2）から（5）に該当しない等であるために本事業を実施する者として不適当であると、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく一般事業主に係る雇用率（1.8%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を提出し、雇用改善を図っていると支出負担行為担当官が判断する者であること。なお、常用労働者数が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 入札に参加する時点で、平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (10) 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去3年以上有する者であること。
- (11) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (12) 平成24年3月1日（木）17時00分までに入札参加申込を行い、平成23年3月2日（金）17時00分までに仕様書の内容を満たす企画書等を提出し、当該役務を履行できると支出負担行為担当官の判断を受けたものであること。また、開札後の茨城労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。
- (13) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (14) 就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。
- (15) 上記（14）の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから、常時2名以上派遣出来る体制があること。
- (16) 当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。
- (17) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、厚生

労働省発注役務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札事務に関する事項

(1) 契約条項を示す場所及び仕様書の交付場所

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎
茨城労働局総務部総務課会計第二係 電話 029-224-6211

(2) 問い合わせ先（来局の際には事前に電話連絡すること）

（仕様書に関すること）

茨城労働局職業安定部職業安定課 電話 029-224-6218

（入札事務に関すること）

茨城労働局総務部総務課会計第二係 電話 029-224-6211

(3) 電子入札システムの利用

本案件は電子入札システム (<http://www.ebid.mhlw.go.jp/>) にて行う。

なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札によることができる。

(4) 仕様書の交付

入札仕様書の交付は、平成24年2月17日（金）から平成24年3月1日（木）17時までの間に茨城労働局総務部総務課にて手交する。

※入札に関する現場説明会等は実施しない。

(5) 入札書受付及び開札日時（電子入札の場合）

入札書受付 平成24年3月7日（水）16時まで

開札 平成24年3月8日（木）13時40分

(6) 入札日時及び場所（紙入札の場合）

平成24年3月8日（木）13時30分（開札は13時40分）

茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎2階会議室

(7) 入札参加申込期限及び場所

入札参加を希望する者は、平成24年2月17日（金）から平成24年3月2日（金）17時00分（厳守）までの間に「資格審査結果通知書」及び「企画書」及びテキストを茨城労働局総務部総務課会計第二係へ提出すること（郵送可）。

その際、2. の各項目を確認するため下記の書類を添付すること。また、支出負担行為担当官が下記の書類以外の提出を求めた場合は、支出負担行為担当官が指定する日時までに提出すること。

ア. 法令遵守に関する申出書、誓約書（別紙1及び別紙2）

イ. 社会保険、労働保険の保険料の直近2年間の領収書等の写し

ウ. 関係会社一覧表（別紙3）

エ. 一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書（様式35号又は様式37号）の写し及び入札時点の雇用状況が明らかになる書類（別紙4）並びに雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画書（別紙5）

オ. 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6）

カ. 事業者の就職支援の実績に関する資料

※上記の別紙1～6については、電子メール又は郵送にて配布するので、入札参加を希望する者は、茨城労働局総務課会計第二係あて電子メール (soumu-kaikeidaini08@mhlw.go.jp) にて請求をすること。

なお、入札参加の可否については、「企画書」及び上記の各書類を審査したうえ、平成24年3月6日（火）までに通知することとする。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告及び仕様書に定める書類等を指定する期限までに提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札書の記載金額について
入札は総価で行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、上記3.(7)オの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、指定された日時に来られなかった場合においても同様に無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した競争参加資格を有すると支出負担行為担当官が確認した者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (8) 手続きにおける交渉の有無
無
- (9) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。
- (10) その他
詳細は入札規則及び仕様書による。